



み自第253号
平成29年8月7日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

山形県知事 吉村 美栄子



(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書に対する
意見について (提出)

環境影響評価法第20条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見を、電気事業法第46条の13の規定により、別紙のとおり提出します。

担当：山形県環境エネルギー部
みどり自然課 小畑、後藤
電話 023-630-3042
FAX 023-625-7991

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書 に対する山形県知事意見

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させるとともに、事業の実施過程において評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果に基づく環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、事業実施区域周辺の自然環境及び地域住民に対する影響の回避又は低減に努めること。
- (3) 本事業において、改変を行わない既存林道等についても、工事期間内の機能確保や、工事完了後の維持管理に支障が生じることのないよう、管理者と協議の上、適切な対応を講じること。
- (4) 資材等の搬出入、及び建設工事中において事故が発生することのないよう、安全管理に十分に留意すること。
また、万が一事故が発生した場合の油流出等による環境影響について、早急な対応が可能な体制を確立すること。

2 個別事項

- (1) 大気環境について
最寄り集落における供用時の低周波音の音圧レベルは、建具ががたつき始める値及び人が圧迫感・振動感を感じる値を下回るものと予測しているが、周辺住民への健康被害、家屋等への振動被害などが疑われる事例が発生した場合には、事業者として誠実に対応できるよう、予め地域住民との連携策を具体的に検討すること。
- (2) 動物について
 - ① 対象事業実施区域の周囲には、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置づけられているクマタカの営巣が確認されているが、クマタカの繁殖期の捉え方や工事区域から営巣木までの距離による影響の評価について、根拠が明確でない。
このため、学識経験者等の意見を聞きながら、クマタカに対する影響予測の再評価及び環境保全措置の再検討を行うこと。

- ② クマタカのバードストライクの衝突確率の予測結果を踏まえ、風力発電設備の設置位置について、バードストライクの可能性がより低い位置への変更を検討すること。

また、その検討内容を明らかにすること。

(3) 植物について

重要な植物に対する保全措置について、例えばコシノコバイモのような植物の場合、ある程度の個体数の消失が大きな個体数の変動につながる可能性があることから、学識経験者等の意見を聞きながら、移植を行う植物種の再検討を行うこと。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ① 八森山レクリエーション広場は、一般市民や地元保育園の園児などから、年間を通じて利用されている広場である。

このため、事業の実施にあたっては、工事期間を通じて交通誘導員を適切に配置するなど、利用者に不便や危険が生じることのないような措置を講じること。

- ② 準備書における1号機の設置位置について、つるおか森の散歩道「笠取峠・三瀬里山コース」の利用者が、風力発電設備のブレードの下を通行することになると予測されているが、当該予測に対しては、地元自治体の意向を確認したうえで、迂回路を設置するなど、より実効性のある安全確保対策となるよう再検討を行うこと。